

韮崎市民交流センターニコリ
新型コロナウイルス感染拡大防止のための会議室等の利用基準等

一部変更

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月1日(月)から当面の間、「会議室利用規約」に優先して本利用基準等により運用させていただきます。

会議室等の利用は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を徹底しながら、順次、利用条件を変更させていただきます。

令和3年1月4日(月)から、会議室等の1日の利用回数・利用時間の制限を解除いたします。また、継続利用は、週2日を上限とし、月の日数制限は解除いたします。

また、音楽スタジオ2では、条件付きで指定の専用ブース内でのバンドボーカル1名の発声を内容とした利用を可とします。それに伴い、同室の利用上限人員を、バンドボーカルを含む場合は6名に変更します。

下記利用基準の他、各室個別の利用基準を定めさせていただきます。いただいております。

※別紙2をご参照願います。(令和3年1月4日(火)から一部変更)

●会議室等利用基準 (令和3年1月4日(火)から適用)

- ・利用可時間帯は午前9時～午後9時30分とします。
- ・会議室等各室には、利用者1人当たりの専有面積が3㎡以上となるよう、利用上限人員を定めるものとします。

利用上限人員とは、会議室等利用時に、室内で同時に利用される人数の上限とします。

講座・セミナー・面接会・相談会等を利用目的とする場合で、延べ利用人数が利用上限人員を超える場合は、事前に総合受付へ申告いただきます。

※別紙1をご参照願います。(令和3年1月4日(火)から一部変更)

- ・1回の利用時間は、2時間を上限とします。

1日の利用回数・利用時間の制限は、解除します。

ただし、アートギャラリー1・2、屋内・屋外共用スペースを除きます。

- ・会議室等の継続利用は、週2日を上限とします。

週2日とは、日曜日から次の土曜日を1週間とし、その内の2日を指します。

月の日数制限は、解除します。

ただし、アートギャラリー1・2、屋内・屋外共用スペースを除きます。

- ・会議室等の利用は会議室等毎に、換気・消毒のため、1回の利用後、次の利用までに30分以上の間隔を空けるものとします。

ただし、多目的ホールおよび特定の会議室と会議室を接続した場合は、原則として1時間以上の間隔を空けるものとします(同一先の連続利用の場合は、1回目の利用後、次の利用までの間隔は30分以上とします)。

令和2年12月16日

※会議室等利用後には当施設側で消毒を実施します。

- 特定の会議室と会議室の接続は可とします。

※[別紙1](#)をご参照願います。[\(令和3年1月4日\(火\)から一部変更\)](#)

- 激しい運動(例:ダンス等)、発声(例:合唱等)を内容とした利用は不可とします。
ただし、[音楽室および音楽スタジオは、各室個別利用基準のとおりとします。](#)

※[別紙2](#)をご参照願います。[\(令和3年1月4日\(火\)から一部変更\)](#)

- 和室会議室1の床の間、和室会議室2のステージは利用不可とします。
- 利用者は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」(別添)を遵守いただくようお願いいたします。
- 利用時の代表者(責任者)は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」の遵守を確認願います。

●既予約済会議室等の利用

[令和3年1月4日\(火\)からは](#)、前記の会議室等利用基準[\(令和3年1月4日\(火\)から適用\)](#)による利用が条件となります。

前記の会議室等利用基準[\(令和3年1月4日\(火\)から適用\)](#)を満たさない場合は、既予約済であっても、変更あるいは取消をしていただきます。

●会議室等の利用予約

受付可能期間は規約どおり、[利用日の属する月の6か月前の月初日から](#)可とします。

利用予約の受付時間は、午前9時～午後8時とします。

ご注意!

[前記の会議室等利用基準\(令和3年1月4日\(火\)から適用\)による利用予約は、令和3年1月4日\(火\)から受付を開始します。](#)

●その他

本利用基準等に記載のない事項につきましては、ニコリ総合受付職員までお問い合わせ願います。

本利用基準等は、変更する場合がありますので、予めご了承ください。

変更する場合は、その都度、総合受付、ホームページ等でお知らせします。

以上